届出が必要な行為一覧

	規模	
対象行為	浅川沿川地区(背景保全区域) 及び 一般地区	甲州街道沿道地区 中心市街地環境整備地区 高尾駅・多摩御陵周辺地区 裏高尾・小仏地区 高尾山参道周辺地区 浅川沿川地区(水辺区域)
建築物の新築、増築、 改築若しくは移転、外 観を変更することとな る修繕、模様替若しく は色彩の変更	〇高さ 10m以上の建築物 〇10 戸以上の集合住宅の建築物 〇延べ床面積が 1,000 ㎡以上の建築物	〇延べ床面積が 10 m ³ 以上の建築物
工作物の新設、増築、 改築若しくは移転とと 観を変悪しくは を変 る は 色 彩 の 変 更	○次に掲げる高さ 10m以上の工作物・煙突、鉄柱、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの・昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車その他これらに類するもの○高さが5mを超える擁壁○区域面積が1,000㎡以上の墓園その他これに類するもの	○次に掲げる工作物 ・高さが6mを超える煙突 ・高さが10m以上の鉄柱その他これに類するもの ・高さが4mを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ・高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ・高さが2mを超える海壁 (甲州街道沿道地区、中心市街地環境整備地区を除く) ・昇降機、ウォーターシュート、コースターをの他これらに類するもの・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車をの他これに類するもので、河川等を横断するもの・墓園その他これに類するもの・墓園その他これに類するもの
都市計画法第4条第12 項に規定する開発行為	○開発区域の面積が 1,000 ㎡以上のもの	〇開発区域の面積が 500 m 以上のもの
木竹の伐採	○区域の面積が 1,000 ㎡以上のもの	○区域の面積が 1,000 ㎡以上のもの、又は 地上 1.3mにおける幹周が 200cm 以上の 木竹の伐採
屋外における土石、廃 棄物、再生資源その他 の物件の堆積	○次のいずれかの行為で、堆積期間が 90 日を超えるもの。 ・区域の面積が 500 ㎡以上のもの ・土砂等による土地の埋立て又は盛土を行うことにより、当該埋立て又は盛土を行った土地の部分の高さが 1 m以上となるもの ※但し、工事施工の際、現場内に当該現場で使用する資材等を保管するものを除く。	○全ての堆積物で堆積期間が90日を超えるもの ※但し、工事施工の際、現場内に当該現場で使用する資材等を保管するものを除く。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 特定照明	○区域の面積が 3,000 ㎡以上のもの ○区域の面積が 3,000 ㎡以上のもの	〇全ての土地の形質の変更 て行われる 特定昭明の新設・移設及び角
14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 1	〇届出対象規模の建築物及び工作物に対して行われる、特定照明の新設・移設及び色 彩等の照明方式の変更	